

有料広告掲出申込みをされる方へ

広告の申込み

令和8年度の広告募集を令和8年2月10日（火曜）より開始いたします。

掲出場所の選定は、**先着順**とさせていただきます。
ご希望の場所が完売の場合は、設置箇所について、ご相談させていただきますので、予めご了承ください。

なお、令和8年4月1日からの掲出を希望される場合は、事務処理の都合上、令和8年3月10日（火曜）までにご提出くださいますようお願い申し上げます。（この期日経過後も順次募集を受け付けています、掲出の2週間前にお申込みください）

※お申込みにあたっては、添付の
佐賀県有料広告掲載基準、佐賀県県有施設広告掲出要領、佐賀県有料広告掲載要綱の内容のご確認をお願いいたします。

お申込みは、メールやご郵送または持参にてお願いいたします。
提出書類

- ①「佐賀県県有施設広告掲出申込書」 （押印不要）
- ②「行政財産使用許可申請書（様式8号）」（押印不要）
- ③「広告ポスターのサンプル」（A4のコピー等で結構です）

佐賀県総務部 資産活用課 資産戦略・利活用担当 薬師寺、小倉まで
〒840-8570 佐賀市城内1-1-59
TEL : 0952-25-7192
資産活用課メール shisankatsuyou@pref.saga.lg.jp

広告掲出期間

1ヶ月単位です。

※通常年度末までですが、最長 2年間までとなります。

※掲出期間中のポスターの変更は、いつでもお申込みください。

ポスター等の作成

掲出物は、広告主様において、ご準備ください。

広告主様及び掲出画像（ポスター等）の審査

広告主様及び掲出画像はそれぞれ、審査があります。

※広告掲載可否は「佐賀県有料広告掲載基準」に基づき判断されます。

広告掲出料の納付

広告掲出料は、指定日までに納入をお願いします。

（各種審査終了後、納入通知書を送付いたします。）

佐賀県の
有料広告事業の
ご案内

佐賀県庁に広告を 掲出しませんか？

佐賀県庁 新館エレベーターや新館・旧館 各階の洗面所などにポスターを掲出される広告主様を募集しています。

「販売促進の一助」や「イメージアップ」にご活用ください。

掲出場所	簡単な説明
新館エレベーター	人気の場所です。 エレベーター内にポスターを掲出します。 エレベーター 3基が向かい合い 6基あります。 6基全てに1箇所ずつの掲出や 1基に数箇所掲出などは、空き状況を確認して承ります。 1箇所1か月の短期も受付しています。
新館・旧館 エレベーター横洗面所	エレベーター横の男女洗面所に掲出します。 1セット28箇所のセット契約となります。 新館エレベーター横22箇所 旧館エレベーター横 6箇所 合計28箇所
新館 地下食堂前入口	新館地下 1階の2箇所です。 ファミリーマート向かいになります。
新館 展望用エレベーター	展望用ホール専用エレベーター 1基内の2箇所です。

佐賀県庁内施設 広告媒体一覧

施設名称	広告を掲出する場所	掲出可能枚数等	サイズ	月額広告料
県庁 新館・旧館	洗面所 各階2箇所 (男性用&女性用 各1箇所) 新館エレベーター横 (B1~11F 4F以外)22箇所 旧館エレベーター横 (1F~3F) 6箇所 合計28箇所	2セット 【1セット28枚 (28箇所)】	B2	1セット84,000円 (3,000円/枚)
県庁 新館	新館エレベーター 6基	1基につき8枚	A2	8,000円/枚
	地下食堂前入口 2箇所	2枚	B2	5,000円/枚
	展望用エレベーター 1基	1基 2枚	A1	3,000円/枚

新館エレベーター6基



新館エレベーター1基に最大8箇所



入口より向かって左側

入口より向かって右側



入口

奥



入口

新館・旧館エレベーター横洗面所 (男女左右各1セット28箇所)

新館 B1~11階 (4階を除く) 男女計22箇所



旧館 1階~3階 男女計6箇所



地下食堂前入口
(2箇所)



展望用エレベーター
(正面奥2箇所)

